

令和7年4月吉日

保 護 者 様

浅口市教育委員会事務局 教育総務課長

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の
手続き及び注意点について（お願い）

平素から学校教育の推進につきまして、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、浅口市では、学校（園）管理下でのけが、疾病によって、病院で治療を受けた場合、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度が適用され、給付金が支払われます。

災害共済給付の申請は学校（園）が行いますが、診断書等の必要書類は園児、児童又は生徒の保護者の方が手配し、学校（園）へ提出していただくことになりますので、下記のとおり本制度の手続きや注意点についてご留意ください。

記

1 手続きについて

（1）病院での手続きについて

「浅口市子ども医療費給付条例」の規定により、本制度は浅口市子ども医療費制度に優先されるため、病院では『浅口市子ども医療費受給資格者証』を使用せず、保護者の各種医療保険を使用してください。

病院では、かかった医療費の自己負担分を窓口でお支払いください。後日領収書が必要な場合がありますので領収書は保管してください。

また、すべての治療が終了した時には、病院で、給付金請求用の『医療等の状況』用紙を記入してもらってください。なお、治療が長期にわたる場合は、月ごとに記入してもらってください。

（2）学校（園）での手続きについて

自己負担額が1,500円（園児は1,000円）以上になりましたら、各学校（園）へ『医療等の状況』用紙を提出してください。

（3）給付金の支払い手続きについて

学校（園）へ『医療等の状況』及び『口座振込依頼書』を提出後、およそ2～3ヵ月で給付金が浅口市から保護者の方の口座に支払われます。学校（園）から給付金支払通知をお渡しします。

2 注意点について

- ① 学校（園）管理下でのけが、疾病で治療する場合は、医療機関、薬局の窓口で、「学校（園）でのけが、又は疾病です」と伝え、『浅口市子ども医療費受給資格者証』は使用せず、保護者の各種医療保険を使用してください。
『浅口市子ども医療費受給資格者証』を使用した場合は、その旨を学校（園）にお知らせください。
- ② 治療が終了するまでの自己負担額の合計が小・中学生で1,500円、保育園・こども園・幼稚園児で1,000円未満の場合は、本制度の対象となりません。
（医療費総額でいう5,000円未満の場合は、対象となりません。）
- ③ 保護者の各種医療保険を使用した状況で、治療が終了しても自己負担額の合計が1,500円（園児は1,000円）未満の場合及び災害共済給付の対象外とされた場合は、浅口市子ども医療費制度が適用されます。
この場合、お手数をおかけしますが、領収書、印鑑、振込み先がわかるものをお持ちの上、市役所社会福祉課（健康福祉センター内）又は金光総合支所、寄島総合支所で償還払いの手続きを行ってください。（郵送での申請を希望される場合は、社会福祉課へご相談ください。）
- ④ 「けが」などにより病院で治療等を受けた場合、医療費総額（医療保険で言う10割分）の3割が給付金として支払われます。ただし、「浅口市子ども医療費給付条例」を利用し2割分の医療費を公費で賄った場合、残りの1割が給付金として支払われます。
- ⑤ 他の損害賠償（例：自動車損害賠償保険等）を受けられる場合には、その価格の限度において、給付を行わない場合があります。
- ⑥ 災害共済給付を受ける権利の時効は2年ですので、手続きを忘れないようにしてください。
- ⑦ 医療費の支給期間は、初診から10年間です。
- ⑧ 治療が継続しているときに転学（園）等があると手続きが必要です。学校の担当者にお聞きください。

○お問い合わせ先

- ・ 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

教育委員会事務局 教育総務課

電話 44-7023

- ・ 浅口市子ども医療費制度について

市役所健康福祉部 健康こども福祉課

電話 44-7114